

## 〔研究ノート〕

# 道徳教育における情報モラルの指導

永井克昇

### 概要

情報モラルは、いわゆる日常のモラルを基盤としている。日常のモラルをきちんと身に付け、それを行動規範とする実践力と態度が備わっていれば、自ずと情報モラルも身に付き、それを行動規範とする実践力と態度も備わる。情報モラルの教育の役割を踏まえるなら、生徒が情報社会における新たな事例に適切に対応する力を身に付けさせることが重要となる。そのためには、道徳教育と関連を深めつつ、生徒が関わりを持つ情報社会の変化、情報技術の進展、情報社会の活動に関する法や制度の整備状況について、常に最新なものを含めて把握し、それを踏まえた指導内容・方法を不断に見直すことが求められる。

キーワード：道徳教育、道徳の時間、日常のモラル、情報モラルの教育、情報モラル

### 1. 情報モラルの教育の留意点

1958年(昭和33年)年3月の教育課程審議会答申「小学校、中学校教育課程の改善について」の提言によって、道徳教育の特設の時間として「道徳の時間」が小学校及び中学校の教育課程に創設された。現在に至るまで、学校の教育活動全体で行われる道徳教育を「補充、深化、統合」する働きを「道徳の時間」が担ってきた。

2008年(平成20年)3月に改訂された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領では、総則の中の「教育課程編成の一般方針」に道徳教育に関するものとして、「基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることにも配慮する」ことが明記された。この一般方針を受けた「道徳の時間」の指導内容の一つに情報モラルの教育が新たに位置付けられた。そのことを受けて、道徳の時間の「指導計画の作成と各学年にわたる(中学校学習指導要領では下線部はない)内容の取扱い」において、「道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること」が書き加えられた。戦後、6回目の学習指導要領の全面改訂においてはじめて、「道徳の時間」の指導内容に情報モラルの教育の内容が位置付けられたのである。

2004年(平成16年)6月に長崎県佐世保市の市立小学校で、6年生の女兒が同級生の女兒にカッターナイフで切り付けられて死亡するという事件がおきた。事件の原因が、Web上の掲示板などに書き込まれた誹謗・中傷とされたことから、小学校段階における情報モラルの教育の在り方が学校教育上の大きな課題となった。当時の小学校学習指導要領では、小学生のインターネット環境などの時代背景を踏まえ、情報モラルの教育を積極的に取り上げてはいなかったからである。

2008年(平成20年)3月改訂の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領は、この事件後、最初の改訂であり、小学校段階における情報モラルの教育の充実策として「道徳の時間」の内容に情報モラルの指導が位置付けられた。

2014年(平成26年)6月には、道徳教育の改善、充実のために「私(わたし)たちの道徳」が文部科学省から発行され、全国の小学校、中学校に配付された。この中で、社会との関わりの内容の一つとして、情報モラルに関する内容が以下のように取り上げられている。

○「わたしたちの道徳 小学校三・四年」

じょうほうモラル

- ・「コンピュータやけいたい電話等をどのように使えばよいのでしょうか」というテーマで、ネット依存や個人情報の取扱いについて考える

○「私たちの道徳 小学校五・六年」

情報社会に生きる私たち

- ・パソコン、携帯電話・スマートフォン、ゲーム機・タブレットなどの使い方について考える
- ・「インターネットをどのように使えばよいのだろう」をテーマに、節度を守る、自分で考える、相手の気持ちを考える、真意が伝わるようにについて話し合い活動をする

○「私たちの道徳 中学校」

考えよう情報社会の光と影

- ・離れていても伝えられる、情報化が及ぼす問題について考える
- ・情報社会を生きる一人として、絶対にしてはいけないことをテーマに、インターネット上での誹謗・中傷、ネットいじめを取り上げ、個人の責任などについて考える

ここで情報モラルの教育を実施するに当たって留意すべきことは、情報モラルはいわゆる日常のモラルを基盤としている、ということである。私は、日常のモラルをきちんと身に付け、それを行動規範として行動できる実践力と態度が備わっていれば、自ずと情報モラルも身に付き、それを行動規範として行動できる実践力と態度が備わる、と考えている。先ほど触れた、道徳教育において情報モラルの教育を位置付けるための一般方針は、まさに日常のモラルをしっかりと身に付けさせることを目指す内容であることに留意しなければならない。

このような日常のモラルと情報モラルとの関係を軸にしつつ、情報モラルの教育の理念や方向性を道徳教育と関連づけながら考察するのが本稿のねらいである。

## 2. 真正のねらいを理解した情報モラルの教育

情報モラルの教育は、どのようなことを目指した教育なのだろうか。このことについてしっかりとした理念、方向性も持つことが、情報モラルの教育を適切に行うために私たち

が行わなければならないことの第一歩である。理念や方向性を明確化するためには、そこで使われている用語等の意味や用語間の関連性を正しく理解することから始めなければならない。

「情報モラル」の定義については、2008年（平成20年）1月17日付の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」で次のように記述された（答申p66脚注）。

「情報モラルとは、情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度のことである。」

この定義は、この答申の提言に沿って改訂された学習指導要領に引き継がれ、今日まで学校教育全体で使われる「情報モラル」の定義となっている。

この中央教育審議会による定義は、2000年（平成12年）3月付の「高等学校学習指導要領解説『情報編』」に記述されている

「普通教科『情報』の学習においては、情報モラルを、『情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度』と捉えることとする。」

を踏まえたものである（p82）。同解説では、普通教科「情報」における学習という限定を付けつつ、定義付けたものであるが、中央教育審議会はこの定義を普通教科「情報」の学習に当たっての定義から、学校の教育活動全体の指導に当たっての定義へと一般化したのである。

なお、中央教育審議会は「情報モラル」の定義とともに「情報モラル等」についても次のように定義付けていることに留意する必要がある（答申、p66脚注）。

「情報モラルとは、『情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度』（高等学校学習指導要領解説 情報編）のこと。ここでは、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権等に対する対応や、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりなどを含めて『情報モラル等』としている。」

これら「情報モラル」に関する2つの定義から、

- (1) 他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会の行動に責任を持つこと
- (2) 危機回避など情報を正しく安全に利用できること
- (3) コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること

などが情報モラルに含まれることが明らかになった。ちなみに、ここに挙げた(1)～(3)の内容は、いずれも日常のモラルの範疇に属する内容でもあることに留意して欲しい。

これらの内容から、情報モラルの教育は結果として、道徳的な価値の自覚を育むことになるのである。先に触れたように、2008年（平成20年）3月に改訂された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領において、道徳の時間の指導計画の作成と内容の取扱いに

「児童（中学校では「生徒」）の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ（中学校には「て」が入る）、情報モラルに関する指導に留意すること。」

が新たに書き加えられた。

この内容は、道徳教育における情報モラルの教育の位置づけを明らかにしたもので、いうことができる。

他方、「情報モラル」と情報教育が育成を目指す「情報活用能力」とは次のような関係に

ある。

- (1) 「情報モラル」は、「情報社会に参画する態度」の重要な柱である
- (2) 「情報モラル」の教育は、情報教育の重要な要素として、「情報活用の実践力」や「情報の科学的な理解」を育成する教育との連携を図り、それら全体の調和のとれた教育の中で指導する必要がある
- (3) 「情報モラル」の教育は、情報化のいわゆる「陰」の部分を理解することだけがねらいではなく、いわゆる「光」の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人間関係づくりのために、情報手段を上手に、賢く、適切に使っていく、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育である

このうち、(3)に「……情報手段を上手に、賢く、適切に……」と記述したが、この「上手に」を「情報活用の実践力」に、「賢く」を「情報の科学的な理解」に、「適切に」を「情報社会に参画する態度」に置き換えて読むことによって、両者の関連性についてより良く理解することができるだろう。

これまでの学校教育では、情報手段の活用については「上手に」と「賢く」について強く意識して指導が行われてきた。しかし、情報や情報手段の不適切な使用が社会問題化している今日では、「上手に」と「賢く」に止まる情報教育では社会の要請に応える教育にはならない。社会は、学校教育に対して「適切に」の指導を強力に推し進めた情報教育の展開を強く求めている。こうした社会的要請に応えるために、現行学習指導要領が道徳教育に情報モラルの指導を取り入れたのである。

### 3. 自ら考える情報モラルの教育

情報モラルの教育を通して、生徒が情報モラルの必要性や重要性をしっかりと認識し、情報モラルに関わる問題を自分の問題として捉え、自分の手で解決を図っていくことができるようにしなければならない。換言すれば、情報モラルの教育によって身に付けた情報に対する見方・考え方やそれらに基づいた情報を扱う際の態度は、画餅であってはならない。情報モラルの教育によって身に付けた見方・考え方や態度が生徒一人一人の行動の規範となり、それらによって自らの行動を律しつつより良い行動へと変容させていかなければならない。さらに、その変容が外から見取ることができるものとなったとき、情報モラルの教育のねらいが実現したといえることができる。こうした生徒の行動が日常化すれば、すなわち情報モラルが日常のモラルとして内在化すれば、生徒の行動は情報モラルの教育が目指す方向へと自ずと変容したことになる。

それでは、このような情報モラルの教育を展開する際の要諦は何だろうか。私は、その要諦こそ「自ら考える」ことだと考えている。

情報モラルの教育における自ら考える学習の必要性、重要性について、2009年(平成21年)11月改訂の高等学校学習指導要領総則編は次のように述べている。

高等学校学習指導要領第1章第5款の5の(10)

(10) コンピュータ等の教材・教具の活用

…情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどである。このため、ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動、ルールや法律の内容を理解し違法な行為による個人や社会への影響について考えさせる学習活動、知的財産権などの情報に関する権利を理解し適切な行動について考えさせる学習活動、トラブルに遭遇したときの様々な解決方法について考えさせる学習活動、基礎的な情報セキュリティの重要性とその具体的な対策について考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、中学校段階の基礎の上に、情報モラルを確実に身に付けさせ、新たな問題に直面した場合でも適切な判断や行動がとれるようにすることが必要である。

※ p83参照、下線は永井

現行の高等学校学習指導要領が、「考える学習活動」を情報モラルの教育において極めて重視し、学習活動の基盤に置いていることを示した記述である。

この高等学校学習指導要領の内容を受けて、「教育の情報化に関する手引(2010年(平成22年)10月)」(以下、「手引」という。)は次のように述べている。

第2節 情報モラルの具体的な指導

1. (2) 考えさせる学習活動の重視

情報モラルの指導は、…(中略)…児童生徒どうしで討論することや、インターネットで実際にあるいは擬似的に操作体験をしたり調べ学習をしたりするなどして、「情報モラルの重要性を実感できる授業」を実践する必要がある。特に、学習指導要領解説総則編においては、情報モラルの指導のための具体的な学習活動について、一方的に知識や対処法を教えるのではなく、児童生徒が自ら考える活動を重視している。

※ p123参照、下線は永井

それでは、情報モラルの教育において自ら考える学習活動を取り入れるにはどのような点に留意する必要があるだろうか。

私たちは、ある対象が自分と深く関わりがあり、身近なものであればあるほど、その対象について自分の問題として捉え、考えようとする。つまり、自分と対象との関わりや身近さの程度が実感を伴って自分の問題として捉え、考えようとするものの指標となる。

この両者の関係は、情報モラルの教育でも同様である。情報モラルの教育において自ら考える学習活動を取り入れる際にも、生徒にとって学習内容(対象)が実感を伴って自分の問題として捉えることができる、すなわち生徒にとって身近で、関連深い事例を取り上げ、その事例を教材化しなければならない。

情報モラルの教育において、具体的な事例を取り上げて教材化することは、単に指導内

容をアップデートするためだけに行うものではない。それは、生徒一人一人をして、自ら考える学習活動に取り組みさせるために行うのである。その結果、教材化された身近な事例を自分の問題として捉え、自分の手で解決を図っていくことができるようにするためである。

生徒が、教材化された身近な事例を自分の問題として捉え、自分の手で解決を図っていく際、重視すべき学習行動が「試行錯誤」である。情報モラルの教育においても、その基盤となる道徳教育においても、ただ単に、自ら考えることを学習活動として単発に取り上げるのではなく、繰り返される試行錯誤の中で自ら考えることを取り上げることが大事になる。試行錯誤によって育まれる、失敗を許す、諦めない、何でもやってみるという学習に対する心構え、身構えが、情報モラルの教育や道徳教育において育む生徒の資質・能力や態度の基軸となっていくと考えるからである。

こうした情報モラルの教育は、成果として道徳的な価値を養い、それに基づいた正しい判断力や実践力を生徒に身に付けさせることを実現するのである。

#### 4. 教員が身に付けておくべき事例や知識・技能

情報モラルの教育を真正のねらいに即して適切に指導するためには、教員自身が情報モラルに関する具体的な事例や知識・技能等を身に付けている必要がある。このことについて、手引は次の4項目を例示している (p141～143)。

- (1) インターネット上で起きていることに関する事例や知識
- (2) 情報モラルの教材・授業実践情報例の情報に関する事例や知識
- (3) 法令の事例や知識
- (4) 問題の対処に関する事例や知識

(1)については、教員がインターネット上の危険性を的確に把握していなければ、情報モラルの教育を通して児童生徒をいわゆるインターネット犯罪から守ることはできない。高度に情報化した社会の現状をしっかりと把握することが情報モラルの教育の第一歩である。なお、教員間でこうした情報が十分に共有されるなど、情報モラルの教育が学校において組織的に行われることが必要である。

次に(2)については、情報モラルの教育について先進的な取組みをしている教員の取組みを共有して、自らの授業実践に生かしていくことは、授業をデザインする際の負担を軽くするだけでなく、質の高い授業づくりにも大きく貢献する。

次に(3)については、児童生徒がインターネットに起因する問題の加害者にも被害者にもならないようにするためには、教員が関連する法令の知識をもって、児童生徒の指導に当たる必要がある。情報モラルの教育の内容は、人・社会や情報技術との関わりばかりでなく、法や制度との関わりについても重視していかなければならない。

最後に(4)については、情報モラルの教育は問題発生の予防的な側面を主に担う教育であるが、教員は問題が起きた場合の適切な対応策についても熟知しておく必要がある。

## 5. 情報モラルの教育の必要性と基本的な姿勢

情報モラルの教育の必要性については、これまで次のように説明されてきた。

技術開発の進歩のスピードが急速なために、既存の法律や社会制度では想定されていなかった新たな場面に直面する機会が増えている。このような状況の下で、社会の一員として適正に活動していくためには、①既存のルールやマナーを理解することに加えて、新たな場面に対応して②新しいルールやマナーの在り方などを考えていける力を養う必要がある。

「新情報教育に関する手引き」(平成14年6月, p97)

この内容には、情報モラルの教育の必要性ばかりではなく、情報モラルの教育を実施する際の基本的な姿勢が2つ示されている。

その一つは、①の「既存のルールやマナーを理解することに加えて」の部分で、他の一つは、②の「新しいルールやマナーの在り方などを考えていける力を養う」の部分である。

### (1) 日常のモラルがベースである

私たちは、学校生活や社会生活を円滑に送るために守らなければならない様々な日常のモラルを形作ってきた。そして、学習指導要領は日常のモラルを身に付けるために学校教育に道德教育を位置付けるとともに、道德教育を学校の教育活動全体を通じて実施することとしている。さらに、小学校及び中学校における道德教育を確かなものにするために、道德教育を「補充、深化、統合」するための要の時間として「道德の時間」を教育課程にまとまった時間として位置付けている。道德教育で習得を目指す日常のモラルの内容としては、例えば次の内容を挙げることができる。

#### 中学校学習指導要領第3章道德において 道德教育の内容として示されているもの(抜粋)

- (1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
- (2) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任を持つ。
- (3) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
- (4) 暖かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心を持つ。
- (5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心を持ち謙虚に学ぶ。
- (6) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
- (7) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。
- (8) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。

これらの内容は、情報モラルの基盤となるものばかりであることに、まず着目しなければならない。情報モラルが対象とする、インターネットの世界も社会を構成する要素の一つであることを考えれば、インターネットを適切に利用するために日常のモラルを身に付け、守ることが求められることは言うまでもないことである。ブログなどに誹謗・中傷を書き込む、迷惑メール、コンピュータウイルス や有害情報をまき散らすなどの行為は、深刻な社会問題となっている。インターネットの活用の仕方の問題がある行為と捉える前に、「人として、社会生活を送る上で求められる日常のモラルに反する行為」との認識をしっかりと持つことが大切である。

「道徳の時間」の学習内容がしっかり身に付き、その内容が確実に実行されるのであれば、これらの行為が実行に移され、社会問題化することはないと考えることができる。つまり、情報モラルの教育で取り上げる情報に対する見方・考え方や情報を活用する際の態度等の育成は、コンピュータやインターネットを使うようになってから始めるような対処療法的な力の育成を目指したものではない。それは、社会生活を送る上で身に付けることを求められる基盤力としての心構えや態度を育むことを前提として、その基盤力の上に構築される教育である。高等学校学習指導要領において、高等学校の教育課程に道徳の時間が位置付けられていないことを踏まえるならば、共通教科情報科において実施される情報モラルの教育は高等学校の教育活動全体を通して行われる道徳教育を補充し、深化し、統合させる役割も担っていると考えることができ、両者の緊密な連携が求められる。

## (2) 考え続けることができる力を養う

先に触れたように現行の学習指導要領は、情報モラルを「情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方や態度」と定義付けている。この定義から、情報モラルの教育とは何々をしてはいけないという対処的なルールを身に付けさせることに止まる教育のことでなく、情報モラルの意味を正しく理解することによって新たな場面においても正しい行動をとることができるようにするための情報に対する見方・考え方や情報を適切に扱うための態度や実践力を育てる教育のことである。

情報モラルは、知識と行動によって成り立つものである。情報モラルに関する知識を理解し、身に付けた人でも、その内容に沿った行動を確実に為し得ない人がいる。私たちは、そういう人を情報モラルを身に付けた人と呼ぶことはできない。知識が理解されることと、それに基づいて行動できることが兼ね備わって初めて情報モラルが身に付いたといえるのである。つまり、情報モラルを身に付けた人とは、「分かる(理解)」と「できる(行動)」が一体化された人であり、どのような場面においても身に付けた知識を適切な行動に移すことができる人のことである。

2010年(平成22年)10月に公刊した「教育の情報化に関する手引」が、「情報モラル教育には、即座に出遭うかも知れない危険をうまく避ける知恵を与えるとともに、一方では、情報社会の特性の理解を進め、自分自身で的確に判断する力を育成することが求められる。ここに、情報モラル教育を発達の段階に応じて体系的に推進していく必要性、学校だけでなく家庭・地域との連携を図りつつ情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行う必要性がある。(P118)」と記述し、生徒自身で判断し、行動できる力と態度の育成が必要としているのは、ことを示したものである。



## 6. 道徳教育や道徳の時間で身に付けさせる能力・態度

情報モラルの教育を実施する際、基本的な姿勢として日常のモラルをベースにするものの重要性をこれまで述べてきた。日常のモラルに関する教育と情報モラルの教育とは不可分の関係にあり、日常のモラルを教育の対象としている道徳教育や道徳の時間において育もうとしている資質・能力や態度について考えることは、情報モラルの教育を適切に実施するための基盤となる。

### (1) 道徳教育の目標と情報モラルの教育

道徳教育の目標は、道徳性を養うことである。この道徳性には、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲、道徳的態度及び道徳的習慣などが含まれる。

道徳的心情とは、人間としてよりよい生き方や善を志向する感情のことで、換言すれば、向上心、思いやり、公德心などの道徳的価値の大切さを感じ取ることができる心の中のおもいのことである。

道徳的判断力とは、道徳的価値が大切なことを理解した上で、様々な状況下で、人間としてどのように対処すべきかを判断する力のことで、換言すれば、善悪を峻別することができる力のことである。

道徳的実践意欲とは道徳的心情や道徳的判断力によって、悪を排除し、善を実際に行おうとする行動意欲のことである。

道徳的態度とは道徳的心情、道徳的判断力及び道徳的実践意欲に支えられた善を行う際の心構えや身構えのことである。

道徳的習慣とは、長い間、繰り返し行っているうちに身に付けた、その人にとってあたりまえの事として行なっている望ましい日常的な行動のことで、この基本となるのがいわゆる「基本的な生活習慣」である。

道徳教育によって身に付けたこれらの道徳性に基づいた道徳的実践力を育成するのが、小学校、中学校の教育課程に位置付けられた道徳の時間のねらいである。

道徳的実践力とは、道徳性を基盤として実際に人間としてよりよく生きていく力のことである。

こうした道徳性や道徳的実践力を、情報モラルの教育の視点から捉えると、全ての内容が情報モラルの教育の基盤をなすものばかりで、情報モラルの教育が育んでいかなければならない資質・能力や態度であることが分かる。なぜなら、情報モラルの教育は情報モラルに関する心情、判断力、実践意欲、態度及び実践力（以下、「心情等」という。）を身に付けることをねらいとしているからである。つまり、情報モラルの教育は情報モラルに係る心情等を育成することを通して、道徳性や道徳的実践力を育むことを促進する教育であるといえることができる。

### (2) 情報モラルの教育によって身に付けさせる資質・能力及び態度

それでは、情報モラルの教育によって情報モラルに係る心情等を育む際、どのようなことに留意する必要があるだろうか。このことを考えるためには、情報モラルを次の3つの視点から捉えることが重要となる。

- ①人や社会との関係
- ②情報技術との関係
- ③法や制度との関係

情報モラルをこの3つの視点から捉えることによって、そこで身に付けさせる資質・能力や態度を明確化させることができる。

現行の高等学校学習指導要領において、共通教科情報科の科目である「社会と情報」の指導内容の(3)「情報社会の課題と情報モラル」の構成が

- ア 情報化が社会に及ぼす影響と課題
- イ 情報セキュリティの確保
- ウ 情報社会における法と個人の責任

となっているが、この3つの指導内容は情報モラルを捉える3つの視点を踏まえたものである。すなわち、「ア 情報化が社会に及ぼす影響と課題」は上記の「①人や社会との関係」の視点に対応したものである。同様に、「イ 情報セキュリティの確保」は「②情報技術との関係」に、「ウ 情報社会における法と個人の責任」は「③法や制度との関係」にそれぞれ対応している。

これらの指導内容で身に付けることを目指す資質・能力や態度については、高等学校学習指導要領解説情報編に集約的に示されていると考える(p22～24)。

なお、これまで触れた内容を踏まえ、情報モラルの教育において身に付けさせるべき資質・能力や態度をより具体的に整理すると次の表のようになる。

- 情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす
- 個人の権利(人格権, 肖像権など)を理解し, 尊重する
- 著作権などの知的財産権を理解し, 尊重する
- 情報社会の特性を意識しながら行動する
- トラブルに遭遇したとき, 様々な方法で解決できる知識と技術を持つ
- 情報の信頼性を吟味し, 適切に対応できる
- 自他の情報の安全な取り扱いに関して, 正しい知識を持って行動できる
- 健康の面に配慮した, 情報メディアとの関わり方を意識し, 行動できる
- 自他の安全面に配慮した情報メディアとの関わり方を意識し, 行動できる
- ネットワークの公共性を維持するために, 主体的に行動する
- 情報セキュリティに関する基本的な知識を身に付け, 適切な行動ができる
- 情報セキュリティに関し, 事前対策, 緊急対策, 事後対策ができる
- 情報の送受信をする際のルール, マナーを理解し, 守る
- 情報に関する法律の内容を理解し, 適切に行動する
- 情報社会の活動に関するルールや法律を理解し, 適切に行動する
- 契約の内容を正確に把握し, 適切に行動する

「情報モラル指導モデルカリキュラム表」から作成。

<http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/>

## 7. 道徳や情報手段の特性等を理解することの重要性

情報モラルが必要とされる理由について「情報教育の実践と学校の情報化(新「情報教育の手引き」)」(2002年(平成14年)6月)は、次のように記述している(p97)。

「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の利用において、利用者のモラルに起因してトラブルが発生することが多い。技術開発のスピードが急速なために、既存の法律や社会制度では想定されていなかった新たな場面に直面する機会が増えている。このような状況の下で社会の一員として適正に活動していくためには、既存のルールやマナーの在り方などを考え続ける力を養う必要がある。情報モラルは、情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度であり、日常生活上のモラルに加えて、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報技術の特性と、情報技術の利用によって文化的・社会的なコミュニケーションの範囲や深度などが変化する特性を踏まえて、適正な活動を行うための考え方と態度が含まれる。」

今から、10年ほど前の指摘だが、情報社会で求められる新しい課題への対応として、これまでの道徳教育によって培われてきた日常のモラルでは解決できない新たな課題やより慎重な判断を要する場面が生まれていることは、現在でも変わらない。今日的指摘として重く受け止めなければならない。

情報モラルは、情報活用能力のうち「情報社会に参画する態度」を構成する重要な要素である。「情報社会に参画する態度」が身に付いていなければ、情報や情報手段を適切に活用すること(「情報活用の実践力」)はできない。他方、情報や情報手段を効率的に活用するためには、「情報の科学的な理解」が不可欠である。

よく取り上げられる例だが、車の運転が許可されるには、自動車教習所において車の運転に係る知識や技術を身に付けるだけでなく、道路交通法をはじめとする法や制度の理解、車自体やそれを構成する各部品、例えばエンジンの構造や特性の理解、危険予測や応急措置等、様々なことを学ぶ。これらの内容を確実に身に付けたとき、車の運転が許される。しかし、情報や情報手段の活用についてはどうだろうか。多くの生徒が所持し、日常的に活用しているスマートフォンを例にとれば、関連法規、スマートフォンやネットワーク等の仕組みや特性を知らなくても、活用は許されるし、活用にあたって特に不都合を感じることはないだろう。実は、このことがスマートフォンを活用する際の大きな問題点であって、悪意を持つ者はこうした利用者の知識・技能や経験等の不足を悪用して、インターネット上のトラブルや犯罪行為など危険事例を生起させている。

## 8. 疑似体験により事例を共有する

情報モラルの教育の最終目標は、情報モラルを生徒一人一人の行動規範として、新たな場面においても正しい行動をとることができる実践的な能力や態度を身に付けることである。

情報モラルの指導内容には様々なものがある。それぞれを、学校教育の中で一度説明するだけでは、行動規範としてそれらの内容が定着するには至らない。必要に応じて繰り返して指導することが必要となる(注)。その際、単なる説明で終わるのではなく体験的な学習を通して、情報モラルの必要性や重要性を実感を伴って理解させることが重要である。

近年、生徒を取り巻く社会状況の中で、いわゆるインターネット上の危険事例として、例えば、誹謗・中傷、不正アクセス、なりすましなどによる掲示板等でのトラブル、チェーンメール、コンピュータ・ウイルス、出会い系サイト、迷惑メール、ワンクリック請求（自動化会員登録）、架空請求メールなどを挙げることができるだろう。

これらのインターネット上の危険事例を取り上げ情報モラルの教育を行う場合、これらの危険事例の具体的な手口等を説明しただけでは、危険事例の予防や対処に当たっての適切な態度の育成や指導の成果が行動に結びついていかない。生徒自身が危険事例を体験する学習が求められる。とは言っても、学校教育の中で実体験することはできない。さらに、指導する教師がこれらの危険事例について十分に理解しているとは必ずしも言えない。また、一人一人の教師が持つ危険事例に対する認識が違っていると情報モラルの教育に対する姿勢も違ったものになってしまうので、正しい認識を共有することが必要になる。

そこで、情報モラルの教育にインターネット上の危険事例の疑似体験を取り入れることによって、教師の理解や認識を共有化するとともに、生徒の理解や態度の育成を確実なものにすることが大事になってくる。

このことについて私は、これまでも学校教育における情報モラルの教育を指導するに当たっては、「考え得る最も安全な環境のもとで最悪を体験させることが大事」と繰り返し述べている。具体的には、学校に外部とは閉じたインターネット環境を構築し、その環境下でインターネット上の危険事例を擬似的に体験させるのである。最近では、各教育委員会の教育センターが、独自にこうしたインターネット環境やシステムを独自に開発し、活用することによって実践的な情報モラル教育に取り組んでいる事例が増えている。

## 9. 情報モラルの教育を行う分野

学校教育における情報モラルの教育については、小学校、中学校及び高等学校のそれぞれの学習指導要領の総則において次のように規定されている。

### ○小学校学習指導要領総則第4の(9)抜粋

各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実する……（以下略）……

### ○中学校学習指導要領総則第4の(10)抜粋

各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実する……（以下略）……

### ○高等学校学習指導要領総則第5款5の(10)抜粋

各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実する……（以下略）……

この規定にあるように、情報モラルの教育は各学校種における教育活動全体を通じて行う教育である。具体的には、各教科・科目においてはそれぞれの目標や指導内容の中で、総合的な学習の時間においては探究活動における情報の収集・分析や整理・発表の活動等の中で、また、特別活動においては適切な人間関係の形成の中で、情報モラルの教育が行われることになる。特に、現行の学習指導要領では、小学校及び中学校の「道徳の時間」でも児童生徒の発達の段階に応じて情報モラルを取り扱うことになった。社会における情報化が急速に進展する中、例えば、インターネット上の「掲示板」への書き込みによる誹謗・中傷やいじめといった情報化の影の部分に対する指導、対応が喫緊の教育課題となったため、極めて重要で、充分配慮されなければならない。

繰り返し述べてきたが、情報モラルの教育は「学校の教育活動全体を通じて」行うものであるが、この「学校の教育活動全体を通じて」行うことが、ともすると「いつ、誰が、どこで、何を」指導するのかという、教育の根幹に当たる部分が教員集団によって十分に共有されているとはいえない状況を生じさせる。こうした情報モラルの教育に対する不鮮明さが、この教育に対する「こころもとなさ」や、場合によって「不十分」といった指摘になって現れる。

他方、同様の構造を持つ道徳教育では、義務教育段階の教育課程にまともな時間として「道徳の時間」を位置付けることによって、こうしたこころもとなさや不十分さといった実施上の課題の解決を目指すとともに、学校教育全体で行われる道徳教育を「補充、深化、統合」する機能を道徳の時間に持たせることによって道徳教育のねらいの確実な実現を図っている。

もとより、情報モラルの教育では義務教育段階における道徳教育のような教育課程の構造化は図られていない。つまり、各教科、総合的な学習の時間、特別活動及び道徳の時間などで、それぞれのねらいや特性に応じて行われる情報モラルの教育を「補充、深化、統合」する教育課程にまともな時間は位置付けられていない。このことを十分に勘案して、各学校種における情報モラルの教育の教育活動が展開されなければならないのである。そのため第一歩は、全ての教師が協働して情報モラルの教育を展開することである。これまで本稿で取り上げてきた、情報モラルの教育の構造、基本的な姿勢、身に付けさせる能力・態度、指導上の配慮事項等の内容を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う情報モラルの教育について、その全体計画を作成することが重要である。

各学校における情報モラルの教育は、学校が設定した情報モラルの教育の基本方針を具体的に展開したものになる。その基本方針を展開する上で、学校として特に工夫することは何か、何に留意すべきなのか、それぞれの教育活動がどのような役割を分担し、相互に連携・協働していくのか、家庭や地域社会との連携をどのように図っていくのかなどが明らかになっていなければ効果的な情報モラルの教育は行うことはできない。情報モラルの教育の全体計画は、これらのことを総合的に明示するものである。

その際、特に、情報モラルが日常のモラルを基盤として形成されていることから、道徳教育の全体計画と緊密に関連づけられた計画を立案することが重要である。

教育課程上、共通教科情報科が位置付けられている高等学校においても、情報モラルの教育に係る全体計画を各学校が作成し、全ての教師が共有する必要がある。高等学校における情報モラルの教育を、共通教科情報科だけが担うように捉えてはならない。学校教育

全体を通じて行う道徳と道徳の時間との関係のように、高等学校教育全体で行う情報モラルの教育と共通教科情報科とが緊密に関連し合い、協働することによって、有効で、かつ効果的な指導を行うことができるからである。

## 10. 最新の動向を把握することの必要性・重要性

情報モラルの教育では、指導する生徒の実態や生活環境等を把握し、その状況に応じた対応をすることが求められる。こうした実態の把握は、日常の授業ばかりではなく保護者等への啓蒙にも役立つことが期待される。

情報や機器がデジタル化することによって新たに生じた指導分野が情報モラルである。そのベースはいわゆる日常モラルにあるが、急速なデジタル化が社会の生活ばかりではなく社会構造そのものにも変化をもたらしている現状から、生徒の直面するいわゆる影の部分(危険や犯罪等)も大きく変化している。これまでには想定すらしていなかった危険や犯罪、トラブルが日常的に発生し、それらに生徒が巻き込まれ、自覚すらないままに犯罪を犯してしまったりしている事例が生じている。

情報モラルの教育の役割を踏まえるなら、生徒が情報社会における新たな事例に適切に対応する力を身に付けさせることが重要となる。そのためには、道徳教育と関連を深めつつ、生徒が関わりを持つ情報社会の変化、情報技術の進展、情報社会の活動に関する法や制度の整備状況について、常に最新なものを含めて把握し、それを踏まえた指導内容・方法を不断に見直しすることが求められる。

### 《参考文献》

1. 教育課程審議会答申「小学校、中学校教育課程の改善について」(昭和33年3月)
2. 高等学校学習指導要領解説情報編(平成12年3月)
3. 「情報教育の実践と学校の情報化」(文部科学省, 平成14年6月)
4. 中央教育審議会答申「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」(平成20年1月)
5. 小学校学習指導要領(平成20年3月改訂)
6. 中学校学習指導要領(平成20年3月改訂)
7. 高等学校学習指導要領解説総則編(平成21年11月)
8. 「教育の情報化に関する手引」(文部科学省, 平成22年10月)
9. 「わたしたちの道徳 小学校三・四年」(文部科学省)
10. 「私たちの道徳 小学校五・六年」(文部科学省)
11. 「私たちの道徳 中学校」(文部科学省)

(2017.1.18 受稿, 2017.1.26 受理)